



2023年5月29日

各 位

会社名 株式会社リニカル
代表者名 代表取締役社長 秦野 和浩
(コード番号：2183 東証プライム)
問合せ先 専務取締役管理本部長 高橋 明宏
(TEL. 06-6150-2582)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月22日開催予定の第18回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2023年2月14日付の「監査等委員会設置会社への移行及び指名・報酬委員会設置に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、2023年6月22日開催予定の第18回定時株主総会での承認を前提として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月22日(予定)
定款変更の効力発生日	2023年6月22日(予定)

以 上

【別紙】

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第2条 (条文省略)	第1条～第2条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は、本店を大阪府大阪市淀川区に置く。	第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	<削除>
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
(公告方法)	(公告方法)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第10条 (条文省略)	第6条～第10条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議により定め、これを公告する。</u>	2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u>
3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u>	第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。</u>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第19条 当社の取締役は、13名以内とする。	第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は、13名以内とする。
<新設>	<u>2 当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という) は、4名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。	第20条 当社の取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u>
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第 21 条 当社の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を置く。また、当社は必要に応じて取締役会の決議により、取締役の中から役付取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 当社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p><新 設></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(非業務執行取締役に係る責任限定契約)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 29 条 <u>監査役の員数は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第 21 条 当社の取締役(<u>監査等委員を除く</u>)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社の代表取締役は、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長 1 名を置く。また、当社は必要に応じて取締役会の決議により、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>役付取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 当社の取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(非業務執行取締役に係る責任限定契約)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>(<u>選任方法</u>)</p> <p>第 30 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p><削除></p>
<p>(<u>任期</u>)</p> <p>第 31 条 当社の監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期</u>の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p><削除></p>
<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第 35 条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削除></p>
<p>(<u>社外監査役に関する責任限定契約</u>)</p> <p>第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、常勤の監査役以外の社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。</p>	<p><削除></p>
<p>第 6 章 計算</p> <p>第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 章 計算</p> <p>第 33 条～第 36 条 (現行どおり)</p>
<p><新 設></p>	<p>附則</p> <p>(<u>社外監査役の責任限定契約に関する経過措置</u>)</p> <p>第 1 条 第 18 回定時株主総会終結前の常勤の監査役以外の社外監査役(常勤の監査役以外の社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。</p>